

交通誘導警備員の配置に関する特記仕様書

受注者は、本工事にて交通整理等を行うときは、土木工事共通仕様書（松山市公営企業局）第1編1-1-33の定めによるほか次のとおりとする。

1.（1）受注者は、下表に示す路線及び区間において交通誘導等を行うときは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の4又は5の項の上欄の規定により、工事箇所ごとに、1級又は2級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない。

路線名	区間
一般国道11号	松山市の全域
一般国道33号	松山市の全域
一般国道56号	松山市の全域
一般国道196号	松山市の全域
一般国道317号	松山市の全域
一般国道437号	松山市の全域
県道松山空港線	松山市の全域
県道松山港線	松山市の全域
県道伊予川内線	松山市の全域
県道伊予松山港線	松山市の全域
県道松山伊予線	松山市の全域
県道松山北条線	松山市の全域
県道松山東部環状線	松山市の全域

（2）受注者は、前項により検定合格警備員を配置する場合は、施工計画書に定める1. 一般事項（11）交通管理にて、配置計画図および検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を提出しなければならない。また、検定合格警備員の配置人員、配置位置、配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。計画に変更が生じた場合も同様とする。

（3）受注者は、検定合格警備員を配置した場合は、工事完了時に、配置した検定合格警備員の氏名を交通誘導員配置実施表の備考欄に記入すること。

2. 交通誘導警備員の数量は、交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数等を用いて積算しており、概数として取り扱わないこと。

ただし、施工数量等に変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導警備員の計上日数に変更となる場合は、監督員と協議の上、変更設計することができる。